

老人保健法による医療受給者の患者負担が変わります

療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

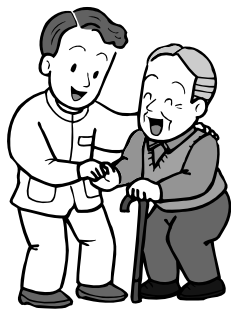
国の医療制度改革により、老人保健で医療を受けている方の医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合や自己負担限度額が変わります。

また、地方税法の改正に伴い、負担区分判定基準も一部変わります。併せて、負担の急激な増加を緩和するための経過措置が設けられました。

▼老人保健対象者

昭和7年9月30日以前に生まれた方および65歳以上で一定の障害（※注1）のある方

※注1 身体障害者手帳1級、3級、4級の一部、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方



自己負担割合

一定以上所得者（現役並み所得のある方）の自己負担割合は、次のとおり変わります。

平成18年9月30日まで **2割**

平成18年10月1日から **3割**

※次ページの負担区分判定基準で一般および低所得者I・IIの方は1割負担で変わります。

■自己負担限度額（1カ月当たり）

平成18年9月まで

※（経）は経過措置対象者で平成18年8月から

区 分	自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	外来十入院（世帯ごと）
一定以上所得者	40,200円	72,300円＋＜医療費－361,500円＞×1% (40,200円)
一定以上所得者 ※（経）	12,000円	40,200円
一 般	12,000円	40,200円
低所得者 （市民税非課税）	8,000円	II 24,600円
		I 15,000円

平成18年10月から

※ は改正部分 ※（経）は経過措置対象者

区 分	自己負担限度額	
	外来（個人ごと）	外来十入院（世帯ごと）
一定以上所得者	44,400円	80,100円＋＜医療費－267,000円＞×1% (44,400円)
一定以上所得者 ※（経）	12,000円	44,400円
一 般	12,000円	44,400円
低所得者 （市民税非課税）	8,000円	II 24,600円
		I 15,000円

※（ ）内の金額は、多数該当（過去1年に3回以上高額医療費の支給を受け4回目以降の支給に該当）の場合

※低所得者には経過措置対象者を含む

療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わります

療養病床に入院する高齢者（長期入院者）については、今回の改正で食費と居住費を負担することになります。

※負担区分により負担額は次のとおり変わります。



平成18年9月30日まで
食料費相当を負担
24,000円（月額）

平成18年10月1日から
食費十居住費を負担
52,000円（月額）

■負担区分判定基準（平成18年8月から）

※(経)は経過措置対象者

区 分	対 象 者
一定以上所得者	・課税所得145万円以上の受給者およびその方と同一世帯の受給者 ・70歳以上で課税所得145万円以上の方と同一世帯の受給者 (ただし、判定対象者の年収合計が高齢者複数世帯で520万円未満、単身世帯で383万円未満の場合は申請により「一般(1割)」の区分となります)
一定以上所得者 ※(経)	上記一定以上所得者の内 ・課税所得145万円以上213万円未満の受給者およびその方と同一世帯の受給者 ・70歳以上で課税所得145万円以上213万円未満の方と同一世帯の受給者 ・判定対象者の年収合計が高齢者複数世帯で520万円以上621万円未満、単身世帯で383万円以上484万円未満の受給者
低所得者Ⅱ	・市民税非課税世帯の受給者
低所得者Ⅱ ※(経)	・税法上の経過措置対象者と同一世帯の市民税非課税である受給者
低所得者Ⅰ	・市民税非課税世帯で世帯員の各所得が「0円」 (公的年金については控除額を80万円とする) ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者
低所得者Ⅰ ※(経)	・税法上の経過措置対象者と同一世帯の市民税非課税である老齢福祉年金受給者 ・税法上の経過措置対象者である老齢福祉年金受給者
一 般	上記以外

※経過措置期間 平成18年8月から2年間(判定は、年度ごとに行う)

※低所得者Ⅰ※(経)・Ⅱ※(経)は、同一世帯に経過措置対象者以外に市民税課税者がいない場合

※税法上の経過措置対象者は、前年の合計所得金額125万円以下で、平成17年1月1日現在で65歳以上の方

■入院時の食事代(1食当たり)

一般	260円	
低所得者Ⅱ (過去の入院 日数による)	90日以下	210円
	90日超	160円
低所得者Ⅰ	100円	

療費の1割、または2割(10
合は、医療機関の窓口では医
療費の1割、または2割(10
療費の1割、または2割(10

療費の1割、または2割(10
合は、医療機関の窓口では医
療費の1割、または2割(10

療費の1割、または2割(10
合は、医療機関の窓口では医
療費の1割、または2割(10

療費の1割、または2割(10
合は、医療機関の窓口では医
療費の1割、または2割(10

個人ごと、または世帯ごと
の限度額を超えて支払われた
分は、申請により高額医療費
として支給します。
また、入院の場合、低所得
者ⅠおよびⅡの基準により医
療費の減額を受けるために
は、あらかじめ、医療機関に
認定証の提示が必要となりま
すので、必ず入院される前に
「老人医療の限度額適用・標
準負担額減額認定証」の申請
をしてください。認定証を提
示すると、併せて食事代の標
準負担額も減額されます。
なお、外来で受診された場
合は、医療機関の窓口では医
療費の1割、または2割(10

療費の1割、または2割(10
合は、医療機関の窓口では医
療費の1割、または2割(10

療費の1割、または2割(10
合は、医療機関の窓口では医
療費の1割、または2割(10

療費の1割、または2割(10
合は、医療機関の窓口では医
療費の1割、または2割(10

療費の1割、または2割(10
合は、医療機関の窓口では医
療費の1割、または2割(10

療費の1割、または2割(10
合は、医療機関の窓口では医
療費の1割、または2割(10

療費の1割、または2割(10
合は、医療機関の窓口では医
療費の1割、または2割(10

療費の1割、または2割(10
合は、医療機関の窓口では医
療費の1割、または2割(10

療費の1割、または2割(10
合は、医療機関の窓口では医
療費の1割、または2割(10

療費の1割、または2割(10
合は、医療機関の窓口では医
療費の1割、または2割(10

療費の1割、または2割(10
合は、医療機関の窓口では医
療費の1割、または2割(10

老人保健法		医療受給者証	
市町村番号	2 7 2 8 0 9 5 7	受給者番号	1 0 1 2 3 4 5
居	兵庫豊岡市	受給者	氏名
生	年月日	性	男・女
一	部負担金	の	割
法	第25条第1項	第2号の認定年月	平成18年8月1日から有効
発	効期日	発行機関名	兵庫県豊岡市長
及	び印	交付年月日	平成18年8月1日

受給者証などの更新について(8月から更新)

平成18年度(平成17年
分)の所得の確定に伴い、
8月1日から負担割合
が変わる方および一定
以上所得者については、
受給者証の更新が必要
になります。該当者に
は、7月下旬に通知し
ますので期限までに更
新をお願いします。

更新の確定に伴い、
8月1日から負担割合
が変わる方および一定
以上所得者については、
受給者証の更新が必要
になります。該当者に
は、7月下旬に通知し
ますので期限までに更
新をお願いします。

更新の確定に伴い、
8月1日から負担割合
が変わる方および一定
以上所得者については、
受給者証の更新が必要
になります。該当者に
は、7月下旬に通知し
ますので期限までに更
新をお願いします。

更新の確定に伴い、
8月1日から負担割合
が変わる方および一定
以上所得者については、
受給者証の更新が必要
になります。該当者に
は、7月下旬に通知し
ますので期限までに更
新をお願いします。